

鹿島花岡訴訟一審判決別紙

本件労働者らの被害事実

(東京地裁1997年12月10日判決より)

[→戦争・植民地被害者の被害事実—戦後補償裁判の記録から](#)

[→HOME](#)

別紙 本件労働者の被害事実

一 原告耿●(一九一四年九月二九日生)

原告は、国民党軍第一五軍に属する上尉速長・(将校)であったが、洛陽戦一五日間の攻防で腹を撃たれて日本軍に捕まった。原告は、国際法上捕虜が受ける扱いについて多少知っており、日本軍に捕まった後、当然捕虜として処遇されるだろうと思っていたが、洛陽の西工臨時捕虜収容所に五日間収容された後、石家捕虜収容所に二〇日置かれた後、「西苑」捕虜収容所に連行され、約一か月後、青島に送られ、船で日本に連行された。原告は、捕虜として日本に連行されたのであり、華北劳工協会と「劳工」として契約を結んだことはなく、被告から「賃金」を受け取って毎月サインしていたという事実も一切ない。原告は、日本へ連行される中国人集団(第一

次)の大隊長として中国人の生活と労働全般の管理をし、現場を回って問題の処理に当たる任を命ぜられ、各中隊長から毎日の労役の報告を受け、被告から指示されたノルマに合わせて翌日の仕事内容や人数の分配を決める等の仕事をしていた。

被告の補導員らは、本件労働者を常に酷い態度で罵り、殴り、蹴っては奴隷のように扱い、雨でも雪でも、一日の休みもなく長時間の重労働を強制した。原告は、被告花岡出張所所長河野●●に、食事の内容を改善するよう二回要請したが、二回目ようやく僅かに馬の骨と干した大根の葉が出ただけであった。

一九四五年(昭和二〇年)五月・六月に、第二次・第三次連行の中国人が来日した後、被告は、生産高を上げる名目で突貫期を設け、本件労働者を

一六時間も働かせた上、食料も更に悪化させた。既に餓死と虐殺で一五〇人近くが殺されていたが、中国人の一人が全員の前で牛の性器を干した鞭で叩き殺されたのを契機に、このまま座して死を待つより潔く蜂起して死のうと決意し、同年六月三〇日に蜂起し中山寮から逃走したが捕らえられ、同年九月一日、秋田地方裁判所で殺人首謀者として無期懲役の判決を受けた後秋田刑務所に服役していたが、同年一〇月、連合軍総司令部(GHQ)によって釈放された。原告は、蜂起事件の取調の際に受けた拷問で頭部に受傷していたため横浜法廷の証人として残留せず、一九四六年(昭和二一年)一二月に帰国した。

二 原告王●(一九一九年六月二一日生)

原告は、山西省深極県三区の区政助理員を務めていたが、一九四四年(昭

和一九九年)四月一日、日本軍の特務機関に逮捕され、無極県の日本憲兵隊に九日間、石家莊捕虜収容所に十数日間置かれた後に北京の西苑捕虜収容所に転送され、更に青島から船で日本に向かい、同年八月ころ、花岡出張所の中山寮に送られ、第一次連行の二九七人とともに強制労働に従事させられた。

原告は、第三中隊第七小隊長代理として同小隊の隊員を率いて現場で強制労働に従事させられ、小隊全体の責任を負わされることとなった。

被告の補導員らは、工事現場だけでなく中山寮や往復の路上でも本件労働者を含む中国人を過酷に扱い、常に殴ったり叱ったりした。仕事のノルマが終わるまで中山寮に帰ることはできず、本件労働者はひもじさを堪えて労働を強いられたが、吹きさらしの中山寮では凍えた体を温めることも

できず、雨でも雪でも、朝から晩まで一日の休みもなく働かされた。寒さと飢えと暴行のために、共に連行された二九七人のうち半年間で約半分が死亡した。

冬には、本件労働者は破れた夏用の単衣の着物を着たきりだったため寒さを凌ぐことができず、補導員に隠れてセメントの空き袋を紐で体に巻き付けたところ、補導員に見つかって現場で着物を脱がされ、極寒の中を裸で放置された。また、この極寒の雪の中、草履を履いただけの裸足で働かされたため、多くの中国人が凍傷に罹り、原告の足も凍傷になり、歩くのさえ困難なのに、補導員から何回も仕事が遅いと殴打された。

原告は、一九四五年(昭和二〇年)六月三〇日の蜂起に積極的に参加したが、捕らえられ、起訴はされなかったものの日本が敗戦するまで警察署に

監禁され、同年九月ころ、中山寮に帰された。同年一〇月にGHQが中山寮に入り、本件労働者は帰国することになり、五三一人が同年十一月に乗船し、一二月に生家に戻った。

三 原告帳●●(一九二一年四月一三日生)

原告は、一九四四年(昭和一九年)夏、国民党第一五軍第六五師団工兵排長として洛陽守備戦に従事中、日本軍の捕虜となり、西工捕虜収容所に収容された後、鄭州の第二監獄、石家荘の石門捕虜収容所、北京の精華園捕虜収容所、青島を経て同年八月、被告花岡出張所中山寮に連行された。

他の原告も同様だが、青島から乗せられた船の中ではじめて、日本軍人から「日華親善、東亜共栄のため」日本で労働に従事させられると告げられた。

原告は、花岡出張所では第一中隊第三小隊長(第二次連行があつた後は第四中隊第一二小隊長)として強制労働に従事させられた。強制労働期間中、僅かな貧しい食事で激しい労働を強いられ、作業の進行が遅いと日本人監督によつて暴行が加えられた。主に栄養失調から、原告の小隊所属者の半数以上が死亡し、原告も予定された作業量が終わらないのは小隊長の責任であるとして、日本人監督の福田●●●に、荷物を運ぶ直径一〇センチメートル位、長さ二メートル位の丸太で左前腕を殴打されて骨折し、現在も左手の握力がほとんどなく、肘の間接の動きが困難である。

原告は、一九四五年(昭和二〇年)六月三〇日の蜂起に参加後、事件の中心メンバーの一人として花岡警察署に勾留され、取調中に拷問を受け、日本の敗戦後は、連合国の指示で東京裁判、横浜裁判の証人として残留し、

中国人強制連行の実態を証言後、一九四八年（昭和二十三年）三月に帰国した。

四 李●●（一九一七年一〇月九日生）

李●●は、国民党第一五軍第六四師団の班長として洛陽戦に参加したが、洛陽の落城で原告耿●らとともに日本軍の捕虜となり、第一次連行の約三〇〇名と共に日本に送られた。花岡出張所では、李●●は、中隊長として、大隊長である原告耿●の指示、命令により、部隊毎に割り当てられた仕事を各人に振り分け、隊員に作業を実行させるとともに自分も作業をしていた。李●●の第一中隊は、四小隊に分かれ、八〇〜九〇人で構成されていたが、貧しい食事と粗末な宿舎にも関わらず、夜明け前から暗くなるまで、隊員を率いての苦役を強制された。

水たまりの現場も多く、積雪は一、二メートルもあったが、裸足に近い

状態での労働であった。被告の補導員は、少しのことでも暴力を振るい、ノルマが達成できないと、「お前は怠け者だ。」と罵りながら李●●を殴打した。李●●は、一九四五年(昭和二〇年)六月三〇日の蜂起に参加し、蜂起後逃げたが捕らえられ、警察に留置された後秋田刑務所に送られたが起訴はされなかった。李●●は、日本の敗戦後中山寮に戻され、拷問のため満足に歩けない状態で再び仕事に就かされていたが、同年一〇月、GHQが中山寮に入り、証人として残留を命じられ、横浜法廷で証言した後、一九四八年(昭和二三三年)二月に横須賀から上海に着き、帰国した。

李●●は、一九九六年(平成八年)三月三十一日に死亡し、遺言により、一九四八年(昭和二三三年)三月四日に婚姻した妻である中澤●●が本件訴訟を受け継いだ。

五 原告李●●(一九二二年五月一八日生)

原告は、三線連合ゲリラ大隊に所属し、一九四四年(昭和一九年)四月二〇日、正定北側の木庄での作戦展開中に日本軍に捕虜とされ、憲兵隊、東兵営を経て石家莊捕虜収容所に一か月ほど収容され、北京の西苑に連行されて一〇日ほど置かれた後、青島へ送られ、同年八月、第一次連行の約三〇〇人の一人として日本に送られた。

原告は、花岡出張所では、中山寮の周りを一週間ないし一〇日間ほどかけて開懇し、畑作りをさせられた後は、毎日少量の上すぐに下痢を起すような粗末な食事で、ほとんど休養もとれずに長時間にわたって排水溝を作る土木作業や、花岡川の付替工事に強制的に従事させられ、日々のノルマが達成できない限り帰寮できない日々が続いた。原告は、「早く帰ろう」

と言おうとして、いつも言われていた日本語で「早く馬鹿野郎」と言ったために、被告の補導員に棍棒で十数回殴られたことがあった。冬には、水中の仕事の上、夏物の単衣の着物も破れたので、本件労働者は単衣の内側にセメント袋を巻き付けて寒さを凌ごうとしたが、補導員に発見され、服とセメント袋を脱がされて、一、二時間以上山上に放り出され、凍死しそうになった。

原告は、一九四五年(昭和二〇年)六月三〇日の蜂起に参加し、逃走したが捕らえられ、警察で取調中に拷問を受け、その後、秋田地方裁判所で、懲役六年の判決を受けたが、同年一〇月にGHQによって解放された。原告は、東京中野刑務所に移されてから、GHQの花岡出張所における強制労働についての事情聴取を受け、同所から中華民国大使館に通って仕事を

貰っていた。原告は、一九四七年(昭和二二年)一二月下旬、船で帰国した。

六 原告孟●●(一九二三年一月三日生)

原告は、八路軍緋長であった一九四四年(昭和一九年)七月、阜平県梨樹溝の農家に病氣療養のため身を寄せているところを日本軍及び傀儡軍の捕虜とされた。石家莊捕虜収容所に連行され、約八か月間病棟にいたため、同収容所に約九か月間収容されることとなり、その後、保定、北京の「西苑」を経て青島を出発し、同年八月被告花岡出張所中山寮に第一次連行の中国人の一人として連行された。

原告は、蜂起後に共楽館前で後ろ手に縛られたまま跪かされ、少しでも動く棍棒で殴打されるという虐待を受けた。

原告は、第一中隊第一小隊に所属させられ、石の運搬作業中、足を負傷

して医師の「診察」を受けたが、その内容は「治療」ではなくメスで傷口をこね回すという虐待行為であった。

原告は、一九四五年(昭和二〇年)一二月ころ、帰国した。

七 原告李●●(一九二二年生)

原告は、山東省新泰県困山区における抗日学校教師への宣伝工作で共産党に協力していたが、農曆四五年一月、日本軍の掃討作戦で捕まった。原告は、日本軍の占領する禹村の鉞山の便所に一か月近くも収容された後、泰安県の監獄に連行され、更に済南旧駅近くの大きな鉞石倉庫に移され、沢山の人々と一週間から一〇日間置かれた。原告は、更に青島に移され、第二次連行の中国人の一人として花岡出張所中山寮に連行された。

原告は、第三中隊第八小队に入り、第一次連行の人たちとは別に排水溝

を掘る作業をさせられた。一日に幅、深さ、長さ各一メートルの溝を掘り終わらないと、殴られたり、食事が出なかつたり、帰るのが遅くなつたりしたが、石が沢山混じる土はなかなか掘れず、掘った土石を運ぶ重労働のノルマを果たすのは非常に困難だった。夜明けとともに起きて終わるまで一日に一二〜一六時間使役された。抵抗しても酷く殴られるため、抵抗しようとする者もいなかった。原告自身は、蜂起前、仕事が終わらずに作業現場で二度殴り倒されたことがあった。

原告は、一九四五年(昭和二〇年)六月三〇日、蜂起に参加して逃走したが、捕らえられ、中山寮に戻された。原告は、日本の敗戦後、盲腸炎に罹り、秋田病院に入院したため、第一次帰国の人たちと一緒に帰国できず、一九四六年(昭和二二年)一、二月ころ、長崎から青島に着いて帰国した。

八 原告趙●●(一九二五年生)

原告は、八路軍に商品を供給していたとして日本軍に逮捕された父親の趙●●を買い戻そうと奔走しているうちに、自らも八路軍に通じていたと疑われ、一九四四年(昭和一九年)旧暦四月二二日、日本軍に逮捕され、趙●●と共に、石家莊捕虜収容所、青島を経て同年八月、花岡出張所中山寮に連行された。

原告と趙●●は、当初、一般の労働に従事させられた後、老人班が編成された際に一緒に老人班に編入され、山から薪を切り出して運搬する作業に従事した。

一九四五年(昭和二〇年)三月ころ、趙●●が栄養失調から労働に耐えられなくなり、病舎に収容され、その時から原告も看護班に所属したが、病人

には満足な治療も医薬品も与えられず、逆に食事の量を半分に減らされ、一旦病気になると死ぬ運命が待っているだけであり、そのため看護班の仕事の大部分は、毎日のように亡くなる同胞の死体焼却作業だった。

趙●は、空腹の余り、日本人監督の号令前に食事に手を付けたとして、日本人監督から激しく殴打されたことから急激に容態が悪化し、一九四五年六月中旬ころ死亡した。

原告は、同年十一月、花岡出張所を離れ、帰国した。

九 原告孟●●（一九二六年七月二四日生）

原告は、八路軍の兵士であり、一九四四年（昭和一九年）、華北省易県で日本軍に捕まり、石家莊捕虜収容所に連行された後、北京の西苑捕虜収容所に送られ、一か月余り置かれた後に石家莊捕虜収容所、西苑捕虜収容所、

青島を経て第一次連行の中国人の一人として花岡出張所中山寮に連行された。

原告は若かったので、補導員の身の回りの雑役をさせられ、「子路」（ジロウ）と呼ばれていた。仕事は、補導員がまだ寝ているうちに起きて洗顔用の水を汲み、火を起こし、夜は補導員が寝てから次の日に使う薪や小便壺を用意させられたので、熱睡できないうちに起きなければならぬ毎日であつた。食事は、腹が半分も満たされないドングリ粉の饅頭と、底が見えるような中身のない粥だけで、北京で支給された夏物の薄い着物一枚を着て、ボロボロの木造の中山寮に寝起きする生活は、動物以下であつた。

補導員は何かにつけ、すぐ暴力をふるい、仕事が遅いと言っては殴るの
で、餓死で死ぬ人、凍死で死ぬ人、殴られて死ぬ人と、毎日死人が出ない

日はなかった。あまりに死人が出るので、中国人の間で、このままではみんなが死んでしまう、どうせ死ぬならば潔く蜂起して死のうとの気持が起こり、一九四五年(昭和二〇年)六月三〇日に蜂起した。原告は、蜂起後山に逃れたが、捕まって、起訴されないまま二か月間警察署に監禁され、日本の敗戦後になって中山寮に戻されたが、同年一〇月、GHQに解放され、一一月に帰国した。

一〇 楊●●(一八九五年生)

揚●●は、中国共産党地方抗日幹部であったが、一九四四年(昭和一九年)春、河北省安平県白羅村において党幹部会議中に日本傀儡軍に逮捕され、安平県内の施設に収容された後、石家荘石門捕虜収容所、北京の捕虜収容所を経て同年八月、花岡出張所中山寮に連行された。

楊●●は、一九四五年(昭和二〇年)六月三〇日の蜂起後、花岡市内の共栄館前広場で警察、群衆から暴行、虐待を受け、同年七月七日ころ死亡した。

楊●●の相続人は、原告楊●●のみである。

一一 孫●●(一九一〇年生)

孫●●は、江蘇省豊県中学校長であったが、一九四五年(昭和二〇年)一月ころ、抗日活動を理由に日本軍憲兵隊に身柄を拘束され、その後、徐州の憲兵隊で一〇日間、済南に約一週間、青島の況泉体育场に約二〇日間拘束され、同年四月、第二次連行の他の中国人と繋がれたまま乗船させられて、五月に花岡出張所中山寮に連行された。

孫●●は、十分な食事や休養もないまま排水溝を掘り、水中での労役に

酷使された。一貫して教職にあつたため、肉体労働に慣れておらず、少しでも仕事が遅れると補導員に殴打されるという苦痛の日々を送った。

孫●●は、一九四五年(昭和二〇年)六月三〇日の蜂起後、逃走したが捕らえられ、花岡市内の共楽館前広場に置かれ、多数の中国人と共に警察、群衆に殴られ、同年七月二日か三日に虐殺された。

孫●●の家族は、現在、長女である原告孫●●とその兄弟姉妹のみである。